

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

令和 2 年（2020 年）12 月 9 日提出

議会運営委員会委員長

栗 國 彰

（提案理由）

那覇市議会業務継続計画の策定に伴い、那覇市議会災害対策連絡本部を設置するため、この案を提出する。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
[略]			
那覇市議会全員協議会	[略]		

[改正後 別記]
別表(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
[略]			
那覇市議会全員協議会	[略]		
<u>那覇市議会災害対策連絡本部</u>	<u>大規模災害等の発生を受け、議員の安否等の確認、議会機能回復に向けた対応の協議、議員への情報提供等を行う。</u>	<u>議長及び副議長</u> <u>議会運営委員会委員長</u> <u>各会派を代表する議員</u>	<u>議長</u>